

令和4年9月22日

ご契約者の皆様へ

広島県中小企業共済協同組合

新型コロナウイルス感染症に係る入院共済金等の取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、令和2年4月より実施している入院の特例取扱い（以下、「みなし入院」といいます。）について、令和4年9月26日（月）以降の対象を以下のとおりとさせていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「みなし入院」による入院給付金のお支払対象

令和4年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」を「みなし入院」による入院共済金等のお支払い対象とします。

- ◆ 65歳以上の方
- ◆ 入院を要する方
- ◆ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ◆ 妊婦の方

2. 変更日

- ◆ 令和4年9月26日（月）

「みなし入院」による入院給付金のお支払対象は、新型コロナウイルス感染症の陽性判定日（診断日）が変更日以降の場合から適用いたします（表内下線部分を変更）。

令和4年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクが高い方に限らず、これまでどおりの対応を継続いたします。また、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

ケース		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合（普通共済約款における取扱い）		○（お支払い対象）	○（お支払い対象）
宿泊・自宅療養された場合（特別取扱い）	重症化リスクの高い方	○（お支払い対象）	○（お支払い対象）
	上記以外の方	○（お支払い対象）	<u>×（お支払い対象外）</u>

3. 今般の見直しの背景

当組合の各種共済制度における入院共済金等は、それぞれの約款において「**医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人保健施設ならびに介護保険法に定める介護保健施設等を含みます。）での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する**」場合に共済金を給付することとしています。ただし、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院または診療所への入院が必要であるにもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、臨時施設や自宅での療養が行われることとなりました。本来、こうした場所での療養は約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であることを踏まえ、ご契約者保護の観点から、社会情勢に合わせた時限的措置として「入院」とみなす特別なお取扱いを実施いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっております。更に今般、政府により令和4年9月26日（月）以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律に上記の重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を新型コロナウイルスに感染したことのみをもって入院が必要な状態と判断できないことから、令和4年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を見直すことといたしました。

4. 今後の入院給付金のご請求について

診断日が令和4年9月26日以降となった「重症化リスクの高い方」が、「みなし入院」として入院給付金を請求される場合は、以下の連絡先までご連絡をお願いいたします。

以上

◆広島県共済組合員相談室

◆フリーダイヤル:0120-708030

(①番でご案内しております)



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
<https://www.kyosai.or.jp>

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030